

令和4年第2回臨時菊池市教育委員会議

日 時 令和4年3月31日（木）午後4時00分

場 所 菊池市役所3階 教育長室

出席者

教育長	音光寺 以 章
教育長職務代理者	森 智保美
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	渡 邊 和 雄
教育委員	増 永 幸一郎
教育委員	城 聡 子
教育部長	木 下 徳 幸（欠）
学校教育課長	村 田 義 喜
生涯学習課長	古 庄 和 彦
菊池市公民館副館長	吉 川 良 二
学校教育課総務係長	磯 田 貴 博

10 / 11人

日 程

1. 開 会
2. 議案案件
 - 議案第26号 菊池市キクロスカレッジ設置要綱の制定について
 - 議案第27号 菊池市キクロスカレッジ運営要綱の制定について
 - 議案第28号 菊池市生涯学習人財認証制度設置要綱の制定について
 - 議案第29号 菊池市まちづくり人財ネット設置要綱の制定について
3. その他
4. 閉 会

開会

音光寺教育長 こんにちは。只今から、令和4年第2回臨時菊池市教育委員会を開会致します。

先日の令和4年第3回菊池市教育委員会議時に取り下げとした案件について、急いで審議する必要がありますので、臨時にお集まりいただいたところでございます。

それでは、これより議事に入ります。議案第26号から議案第29号の生涯学習課案件を一括議題とし、事務局から説明をお願いします。

古庄課長。

古庄生涯学習課長 生涯学習課でございます。先日の教育委員会では、要綱の提案の際に、貴重なご意見を頂きましてありがとうございます。

本日は、再度、キクロスカレッジ計画に関連します要綱4件について、ご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

要綱の内容は、前回の教育委員会にてご説明させていただいておりますので、議案の他に本日は説明資料として、お手元に各要綱を見え消し修正しております補足資料①、先日の教育委員会のご意見を反映した補足資料②、また、教育委員会後に修正する箇所が出てきましたので補足資料③の三つの補足資料をお配りしております。

なお、補足資料②及び③の左側に記載しておりますページ番号につきましては、補足資料①のページ番号に対応しているものでございます。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第26号「菊池市キクロスカレッジ設置要綱の制定について」でございます。

提案理由としましては、本市における様々な地域課題の解決を目指し、まちづくりリーダー及び生涯学習指導者を育成するキクロスカレッジを設置するために、要綱を制定するものでございます。

補足資料②をお願いいたします。

前回の教育委員会において、一番上の枠にございます「第7条及び第8条の「市長」は、「学長」ではないかというご意見を頂きましたので、補足資料①の1ページをご覧ください。

第3条第2項において「市長」を「学長」に定義づけしておりますので、第7条及び第8条の朱書きしているとおり「学長」に修正しております。

つづきまして、議案書の4ページをお願いいたします。

議案第27号「菊池市キクロスカレッジ運営要綱の制定について」でございます。

提案理由としましては、キクロスカレッジの運営に関し、必要な事項を

定めるために、要綱を制定するものでございます。

こちら、補足資料②の上から二枠目をお願いいたします。

第7条第2項の記載内容を精査するようご意見を頂きましたので、その対応としまして、第7条第2項を削除しております。

補足資料①の4ページ、第7条第2項の見え消し修正部分が該当の箇所でございます。

また、併せまして、第1項の「以下、修了者という。」の部分も削除しておりますが、これは、この条文以降において「修了者」という、省略表記を用いる箇所がなくなったことによるものでございます。

併せまして、朱書きの修了書の「書」の部分も、この条文の見出しにある「修了証の授与」と文言が同じになるよう「修了証」としております。

つづきまして、議案書の8ページをお願いいたします。

議案第28号「菊池市生涯学習人財認証制度設置要綱の制定について」でございます。

提案理由としましては、市民の主体的なまちづくりや多様な学習活動の支援等を行うために、郷土に誇りと愛着を持ち、豊かな経験及び専門的な知識・技能を有する市民を、菊池市生涯学習マイスターとして認証・登録する菊池市生涯学習人財認証制度を設けるために、要綱を制定するものでございます。

こちらは、補足資料③の一番上の枠「要綱の第2条」に関するものでございます。

教育委員会後に修正が必要となったものでございますが、補足資料①の5ページ、第2条第1項第3号の見え消し部分の『以下「設置要綱」という』を削除しております。

補足資料③の中段に記載の修正理由にもあるとおり、省略した表記を設けておりましたが、それ以降に省略表記を用いる箇所がございませんので、削除するものでございます。

最後に議案書の19ページをお願いいたします。

議案第29号「菊池市まちづくり支援ネット設置要綱の制定について」でございます。

提案理由としましては、菊池市生涯学習マイスターを地域社会に派遣し、まちづくり活動及び生涯学習活動に関する知識・技能を伝授する菊池市まちづくり支援ネットを設置するために、要綱を制定するものでございます。

補足資料②の上から三枠目をお願いいたします。

第5条第2項では、マイスターの派遣を「申請する」となっているが、第6条ではマイスターの派遣を「申し込む者」となっており、統一できな

いかというご意見を頂きましたので、その対応としまして、補足資料①の 8 ページ、第 5 条第 2 項のとおり「申請する」を「申し込む」に修正し、第 6 条と文言を統一しております。

次に、補足資料②の上から四枠目でございますが、補足資料①の 10 ページをお願いいたします。

様式 3 号の下記の部分に記載しております 1 番の「派遣マイスター名」は、不用ではないかというご意見を頂きましたので、1 番の「派遣マイスター名」を削除し、2 番以降を繰り上げております。

次に、補足資料②の一番下の枠でございますが、補足資料①の 11 ページをお願いいたします。

様式 4 号のなお書き部分、3 行ございますが、この部分は、削除してはどうかというご意見を頂きましたので、3 に理由を記載する欄がありますので、削除しております。

次に、補足資料③の上から二枠目でございますが、補足資料①の 8 ページ、第 3 条第 2 項の見え消し部分でございますが、『以下「人財認証制度」という』を削除しております。

こちら、補足資料③の中段に記載の修正理由にもあるとおり、省略した表記を設けておりましたが、それ以降に省略表記を用いる箇所がありませんので、削除するものでございます。

最後に、補足資料③の一番下の枠でございますが、補足資料①の 9 ページ、第 8 条第 2 項の「申請者」の表記を「申込者」に修正しております。

これは、第 8 条第 1 項の 1 行目の最後に「申込者」としておりますので、こちらと同じ表記とするものでございます。

以上が、前回の教育委員会に提案した要綱から修正を行った内容でございます。それぞれ、本日の議案書の要綱に反映させております。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

音光寺教育長 只今の説明について、質疑及びご意見はありませんか。

委員一同 なし

音光寺教育長 それでは質疑もないようですので、採決いたします。議案第 26 号から議案第 29 号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第 26 号から議案第 29 号は原案のとおり、可決することに決定します。

次に、その他に入りたいと思います。

事務局のほうから何かありましたらお願いします。

事務局 ありません。

音光寺教育長 では、ないようですので審議日程は以上です。本日の委員会はこれで閉会をいたします。どうもお疲れさまでした。

— 了 —